

最終改正 令和 7. 5. 30 例規刑企第23号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）
、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）
、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「府令」という。）
、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び自動車運転代行業の事務取扱いに関する訓令（平成14年京都府警察本部訓令第9号。以下「訓令」という。）の施行に伴い、その解釈及び運用について下記のように定め、平成16年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 法の目的（法第1条関係）

自動車運転代行業は、移動手段として自家用自動車が不可欠な地方都市を中心に発展してきた事業であるが、飲酒運転の防止等に一定の役割を果たしてきた一方で、交通事故の多発、事業者による運転者に対する最高速度違反等の下命容認、不適正業者による不明瞭な料金設定及び保険の未加入等の問題点が指摘されてきた。

法は、自動車運転代行業のこのような問題点に対処するため、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的として制定されたものであり、自動車運転代行業者等に対する指導監督は、このような法の目的の達成に資するものでなければならない。

2 自動車運転代行業の範囲（法第2条関係）

(1) 自動車運転代行業とは、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 主として、夜間において客に飲食させる営業を営む者から酒類の提供を受けて酒気を帯びた状態にある者（以下「酔客」という。）に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること。

イ 酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるものであること。

ウ 常態として、当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること。

(2) 次の営業等にあつては、自動車運転代行業には該当しないことに留意すること。

ア 自家用自動車管理業

自家用自動車管理業とは、一般に、長期的な契約に基づき、自家用自動車の運転、整備、燃料及び備品の管理等を請け負う事業をいうが、自家用自動車管理業は、主として、酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するものではなく、また、継続的に役務を提供するものであつて営業の用に供する自動車を随伴する必要があることから、自動車運転代行業に当たらない。

イ 陸送業

顧客の依頼に応じ、自動車の輸送を行う事業を、一般に陸送業というが、陸送業は、自

動車を輸送することを目的とするものであり、当該自動車に顧客を乗車させないことから、自動車運転代行業に当たらない。

ウ タクシー代行

いわゆるタクシー代行とは、タクシーで酔客等を運送するとともに、酔客等の自動車を別の運転者が輸送するものをいうが、タクシー代行は、通常のタクシー事業と陸送業を同時に行うものであり、酔客等の自動車に酔客等を乗車させて運転するものではないことから、自動車運転代行業に当たらない。

エ その他

自動車運転代行業は、自動車を運転する役務を提供する「営業」であることから、無償で運転を代行する行為は自動車運転代行業に当たらない。また、他人が酒気を帯びている場合に、当該他人の自動車に当該他人を乗車させて運転し、これにより謝礼を受け取ることもあると考えられるが、このような場合であっても、これを業として対価を得るために反復継続して行っているものでなければ、自動車運転代行業に当たらない。

3 自動車運転代行業の欠格要件（法第3条関係）

(1) 第1号関係

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当するかどうかについては、原則として、住民票の写し（政令第1条第1号イ）に記載された本籍地の市区町村長に対する照会により判断すること。

(2) 第2号関係

ア 本号の拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により、若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）若しくは道路交通法（昭和35年法律第105号）の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の使用制限命令に違反して罰金の刑に処せられた者に該当するかどうかについては、原則として、本籍地の市区町村長に対する前科照会により判断すること。

イ 「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮出獄した者は、仮出獄期間が終了したときに刑の執行を受け終わったことになる。

ウ 「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成すること又は恩赦により刑の免除を受けることをいう。

エ 執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合には、刑の言渡し自体が効力を失うので、その時点で、「刑に処せられ」た者ではなくなり、本号に該当しなくなることに留意すること。

(3) 第3号関係

ア 本号の法に基づく営業停止命令又は営業廃止命令に違反する行為をした者に該当するかどうかについては、前記3の(2)のアの前科照会結果及び営業停止命令等に関する記録により判断すること。

イ 本号に該当するかどうかの判断は、公安委員会が既存の資料や調査結果に基づいて行うものであるが、検察庁又は裁判所の処分結果が不起訴（起訴猶予を除く。）又は無罪の場合は、原則として、本号に該当しないものとして扱うこと。

(4) 第4号関係

本号に該当するかどうかについては、申請者等について前記3の(2)のアの前科照会結果及び別に定める個人情報照会を実施することにより確認すること。この場合において、申請

者等が暴力団員等として把握されている旨の回答を得たときは、警察署長は、捜査第四課長に、当該申請者等に係る情報について照会すること。

(5) 第5号関係

ア 「心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者」とは、精神機能の障害により法第2条第1項に規定する自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（規則第2条）である。

イ 本号に該当するかどうかについては、原則として、法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面（規則第5条第1項第1号）及び法第3条第5号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した精神機能の障害に関する医師の診断書（規則第5条第1項第2号）により判断すること。この場合において、精神病患者であれば一律に欠格となるものではなく、精神機能の障害に関する医師の診断書（規則第5条第1項第2号）の提出を受けて、業務を適正に遂行する能力を有するかどうかという観点から判断すべきことに留意すること。

ウ 医師の診断書には、法第3条第5号に該当しないことが明らかであるかどうかの別が記載されていることを要するが、例えば、精神機能の障害がない旨記載されている診断書であれば、その者が法第3条第5号に掲げる者に該当しないことは明らかであるから、そのような診断書については、規則第5条第1項第2号の要件を満たした診断書として取り扱って差し支えない。

(6) 第6号関係

ア 「営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者」とは、親権者又は後見人から営業を許可された者（民法（明治29年法律第89号）第6条第1項）以外の未成年者である。

イ 本号に該当するかどうかについては、原則として、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する未成年者の登記事項証明書（政令第1条第1号ハ）により判断すること。

ウ 自動車運転代行業者の相続人が未成年者である場合において、その法定代理人が第1号から第5号までの欠格要件に該当しないときは、当該未成年者は自動車運転代行業を営むことができることとされている。この場合における要件該当の有無については、政令第1条第1号ニに掲げる書類により判断すること。

(7) 第7号関係

本号に該当するかどうかについては、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「国土交通省令」という。）第2条に掲げる書類（損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類）により確認することとなるが、原則として、京都府知事の判断を尊重すること。

(8) 第8号関係

ア 本号に該当するかどうかについては、規則第5条第2項各号に掲げる書類により判断することとし、安全運転管理者等の要件については、読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第1項及び第2項を参照すること。

イ 安全運転管理者については、自動車運転代行業者の営業所ごとに1人を、副安全運転管

理者については、10台以上の随伴用自動車を使用する営業所ごとに、随伴用自動車が10台以上19台以下の場合には1人を、20台以上の場合には1人に20台以上10台までを超えるごとに1人を加算して得た人数を選任しなければならないことに留意すること（読替え後の道路交通法第74条の3第1項及び第4項、読替え後の道路交通法施行規則第9条の11）。

(9) 第9号関係

「役員」とは、法人において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、合名会社、合資会社及び合同会社の社員、株式会社の取締役及び監査役、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人における理事及び監事等をいう。

4 自動車運転代行業者の認定等（法第4条関係）

(1) 自動車運転代行業の認定を受けるための要件には、公安委員会の所掌事務に係るものと国土交通大臣（京都府知事）の所掌事務に係るものがあるが、法は処分庁を一元化し、公安委員会が認定を行うこととしている。

(2) 認定を受けずに自動車運転代行業を営んでいる者が法第3条各号（第7号及び第8号を除く。）に該当する場合には、法第24条第1項第3号により、公安委員会が自動車運転代行業の廃止を命じることができる。

5 認定の手続等（法第5条関係）

(1) 認定の申請は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定申請書（規則別記様式第1号）を提出して行わなければならない。

ア 「営業所」とは、本店、支店、支社、事業所等と呼ばれているもので、営業の拠点となるものをいい、法は、営業所ごとに、安全運転管理者の選任、運転代行業務従事者名簿等の備付けを義務付けていることから、この場合の営業の拠点とは、規模の大小を問わず、所属する運転代行業務従事者の日常的な配置運用、実質的な業務運営が行われている場所をいう。

イ 「主たる営業所」とは、自動車運転代行業に係る営業の中心となっている営業所であり、原則として、会社法（平成17年法律第86号）上の本店と一致する。ただし、自動車運転代行業者が他の営業も併せて行っている場合等であって、自動車運転代行業の中心となる場所が会社法上の支店であるときは、会社法上の本店と一致しないこともあり得る。

ウ 認定申請書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して行うこととされており（規則第3条）、認定申請書の提出を受けた所轄警察署長は、申請書の記載漏れの有無、添付書類の有無等形式的要件について確認すること。この場合において、申請の形式上の要件に適合しないときは、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること（行政手続法（平成5年法律第88号）第7条）。

エ 認定申請書に必要となる添付書類については、政令第1条第1号又は第2号、規則第5条及び国土交通省令第2条を参照すること。

(2) 認定を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 認定に係る審査基準（行政手続法第5条第1項）及び標準処理期間（同法第6条）を申請書の提出先となる各警察署に備え付け、その他の適当な方法によりこれを公にしておくこと（同法第5条第3項及び第6条）。

イ 認定を行う場合、申請者に対する認定の通知は、認定通知書（訓令別記様式第5）によ

り行うこと。

ウ 申請により求められた認定を拒否する場合、申請者に対する認定を拒否する旨の通知は、認定に関する通知書（訓令別記様式第7）により行うこと。この場合において、「理由」の欄には、法第3条のいずれの号に該当するものであるか及びその該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

(3) 法第5条第4項、法第28条及び政令第7条は、公安委員会が認定をし、又は認定を拒否しようとする場合は、あらかじめ京都府知事に協議し、その同意を得なければならないことを規定しており、当該協議の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア この規定の趣旨は、公安委員会は交通の安全の確保及び暴力団等の排除の観点から、京都府知事は利用者の利益の保護の観点から、それぞれ欠格事由に該当しないことを判断することとしており、公安委員会が認定をし、又は認定を拒否しようとするときは、このような観点から京都府知事の同意を得ることとしているものであること。

イ この協議は、京都府知事に対し、認定に関する協議書（訓令別記様式第15）に、認定申請書の写し及び前記5の（1）のエに定める書類を添付し、申請が法第3条第7号に該当するか否かについて行うこと。

ウ 申請の処理に当たっては、行政手続法第11条（複数の行政庁が関与する処分）の規定に留意し、申請者のために、迅速な処理に努めること。

6 認定の取消し（法第7条関係）

(1) 法第7条第1項第2号において、認定の取消事由として法第3条第7号及び第8号に掲げる者に該当している場合を除外している理由は、第3条各号に掲げるその他の欠格事由が人的属性に係るものであって、事後的に是正することが不可能であるのに対し、保険契約締結義務及び安全運転管理者等の選任義務は、違法状態を是正することが可能であるからである。したがって、法第3条第7号又は第8号に該当する場合には、これを理由として直ちに認定を取り消すことはできないため、自動車運転代行業者に対し、速やかに違法状態を是正する措置を講じるよう指導すること。

(2) 認定の取消しは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第1号イの規定により聴聞を行わなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に定めるところによること。

(3) 認定の取消しは、認定取消処分通知書（訓令別記様式第12）により行うこと。この場合において、「理由」の欄には、法第7条第1項各号のいずれの号に該当するものであるか（法第7条第1項第2号に該当することを理由として認定の取消しを行うときは、法第3条各号のいずれの号に該当するものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

(4) 法第7条第2項、法第28条及び政令第7条により、認定を取り消そうとするときは、あらかじめ京都府知事に、認定取消しに関する協議書（訓令別記様式16）により協議し、その同意を得ること。

7 変更の届出等（法第8条関係）

(1) 法第8条第1項の規定による変更の届出は、変更に係る事項、変更の年月日及び変更の理

由を記載した変更届出書（規則別記様式第3号）を、必要な添付書類とともに提出して行わなければならない。この場合において、変更届出書の提出は、原則として、変更があった日から10日以内に、所轄警察署長を経由して行わなければならない（規則第3条及び第8条）。

(2) 変更の届出の際に添付すべき書類は、変更事項の内容により異なるが、変更事項ごとに必要となる添付書類については、政令第3条第2項を参照すること。

(3) 自動車運転代行業者が、公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所を変更したときは、変更届出書の提出は、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対して行わなければならないこととされている（法第8条第1項）ことから、当該届出を受理した警察署長は、警察本部長に報告（交通企画課長経由。以下同じ。）し、その指示を受けた後、当該変更があった旨を、当該自動車運転代行業者の変更前の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長に通知すること。この場合において、通知を受けた警察署長は、警察本部長に報告し、その指示を受けた後、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長に当該自動車運転代行業者の指導監督に必要な書類等を送付すること。

(4) 法第8条第2項、法第28条及び政令第7条に規定する変更の届出があったときは、京都府知事に対し、その旨を通知することとされているが、この通知は、変更届出に関する通知書（訓令別記様式第19）により行うこと。

8 廃業等の届出（法第9条関係）

(1) 廃業等の届出は、その理由を明らかにして受理するとともに、法第9条第1項又は第2項に規定する事由の発生の日から10日以内に行わなければならないこととされている（規則第10条）。

(2) 法第9条第3項、法第28条及び政令第7条に規定する京都府知事への通知は、廃業等の届出に関する通知書（訓令別記様式第20）により行うこと。

9 運転代行業務の従事制限（法第14条関係）

自動車運転代行業者は、運転代行業務従事者が法第14条第1項各号の欠格事由に該当しないことを誓約する書面を、当該運転代行業務従事者から提出させ、営業所に備え付けておかなければならないこととされている（規則第14条第2号）。

10 代行運転自動車標識の表示（法第16条関係）

(1) 代行運転自動車標識については、代行運転自動車への表示を義務付けられていることから、自動車運転代行業者に対し、必要な数の代行運転自動車標識を備えておくよう指導すること。

(2) 代行運転自動車標識の様式及び表示方法については、規則第12条及び第13条を参照すること。

11 道路交通法の規定の読替え適用等（法第19条関係）

(1) 道路交通法第22条の2第1項等の規定の読替え適用

ア 道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項は、車両の運転者が最高速度違反行為、過積載運転又は過労運転をした場合において、その使用者が当該車両について必要な運行の管理を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該使用者に対し、当該違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができることを規定しているが、代行運転自動車について違反

行為が行われた場合には、その使用者は利用者であることから、これらの規定によれば、自動車運転代行業者の責任を問えないこととなる。したがって、自動車運転代行業者は、その業の特性から、代行運転自動車の運転者による最高速度違反又は過労運転を防止するための必要な運行の管理を行わないおそれがあることから、法第19条第1項は、道路交通法第22条の2第1項等の規定を読み替えて適用し、代行運転自動車に係る違反についても業者の責任を問うこととし、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が指示を行うことができることとした。

イ 過積載に係る指示は、代行運転自動車については適用がないことに留意すること（読替え後の道路交通法第58条の4）。

ウ 読替え後の道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示は、車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会ではなく、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が行うこととされていることに留意すること。

(2) 道路交通法第75条の2の規定の読替え適用

ア 読替え後の道路交通法第75条の2は、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、読替え後の道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示をした場合において、その指示に係る自動車につきその指示を受けた後1年以内にその指示の区分ごとに一定の違反行為が行われたなどの要件に該当するときは、公安委員会は、読替え後の道路交通法施行令第26条の7に定める基準に従い、自動車運転代行業者に対し当該自動車の使用の制限を命じることができることとしている。

イ 代行運転自動車及び随伴用自動車（過積載に係る指示を受けた場合を除く。）について指示に違反する行為が行われた場合には、使用制限命令ではなく、法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなることに留意すること。

(3) 道路交通法第75条第1項の規定の読替え適用

ア 道路交通法第75条第1項は、自動車の使用者が、その業務に関し、無免許運転、最高速度違反等を自動車の運転者に対し下命・容認してはならないことを規定しているが、前記11の(1)のアと同様、代行運転自動車について違反行為が行われた場合には、その使用者は利用者であることから、この規定によれば、自動車運転代行業者の責任を問えないこととなる。したがって、自動車運転代行業者は、その業の特性から、運転者に対し、最高速度違反行為、駐停車違反行為等を下命・容認するなどの実態があることから、法第19条第1項は、道路交通法第75条第1項を読み替えて適用し、代行運転自動車に係る違反についても業者の責任を問うことができることとした。

イ 読替え後の道路交通法第75条第1項第7号の規定により、自動車運転代行業者の使用する随伴用自動車及び代行運転自動車については、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為以外の駐停車違反行為についても下命・容認行為が禁止されていることに留意すること。

ウ 読替え後の道路交通法第75条第1項各号に掲げる行為のうち、第5号（無資格運転）及び第6号（過積載運転）については、代行運転自動車について読み替えて適用しないこととしていることに留意すること。

(4) 道路交通法第75条第2項の規定の読替え適用

ア 読替え後の道路交通法第75条第2項は、随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に

供される自動車の運転者が同条第1項各号のいずれかに掲げる行為（随伴用自動車の運転手については、同項第5号及び第6号に掲げる行為に限る。）をした場合において、一定の要件に該当するときは、公安委員会は、読替え後の道路交通法施行令第26条の6に定める基準に従い、当該業者に対し当該違反に係る自動車の使用の制限を命じることができることを規定しているが、当該使用制限を命じることとなるのは、車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会ではなく、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会であることに留意すること。

イ 代行運転自動車及び随伴用自動車について下命・容認行為の禁止に違反する行為（随伴用自動車については、読替え後の道路交通法第75条第1項第5号及び第6号に掲げる行為に係るものを除く。）が行われた場合には、使用制限命令ではなく、法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなることに留意すること。

(5) その他

ア 法第19条第2項の規定により、未認定業者は代行運転自動車の使用者とみなされ、道路交通法第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）が適用されることに留意すること。

イ 随伴用自動車以外の自動車運転代行業の用に供される車両については、夜間の繁華街で客待ちのための駐停車違反を行うなどの実態がないため、法第19条第4項により、道路交通法第75条第1項第7号に関する規定の読替え適用は行わないこととされていることに留意すること。

12 帳簿等の備付け（法第20条関係）

(1) 自動車運転代行業者がその営業所に備え付けておくべき帳簿又は書類は、規則第14条各号に掲げるとおりである。

(2) 安全運転管理者等が読替え後の道路交通法第74条の3第2項に規定する業務を行った場合は、その業務の実施状況を記載した帳簿を作成するよう自動車運転代行業者を指導すること。

13 報告及び立入検査（法第21条関係）

(1) 報告の徴収及び立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わなければならない。したがって、犯罪捜査目的（法第21条第4項）や法の施行に無関係な他の行政目的のために報告徴収及び立入検査を行うことはできないことに留意すること。

(2) 報告又は資料の提出は、電子メールといった電磁的記録により行うことができることに留意すること。

(3) 立入検査は、営業所に直接立ち入るものであり、自動車運転代行業者にとって負担が大きいものであることから、報告又は資料の提出で目的が達成できる場合にはこれによること。

(4) 立入検査を行う警察職員（以下「立入検査員」という。）は、身分証明書（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に伴う京都府道路交通規則の規定の読替え等に関する規則（平成14年京都府公安委員会規則第6号）別記様式）を携帯し、立入検査開始前に関係者に提示すること。

(5) 立入検査を実施する場合には、京都府知事と緊密な連携を図り、原則として、共同で検査を実施すること。

(6) 法第21条の報告の徴収及び立入検査は「自動車運転代行業を営む者」が対象とされている

ことから、認定を受けた自動車運転代行業者のみならず、認定を受けずに自動車運転代行業を営む者も対象となる。

(7) 交通企画課長は、立入検査員に対して身分証明書を交付するものとする。

(8) 交通企画課長は、立入検査員に異動等があった場合は、身分証明書を返納させるものとする。

(9) 報告若しくは資料の提出要求又は立入検査を行うときの自動車運転代行業者から報告を求めるべき事項等については、別途指示するところによること。

14 指示（法第22条関係）

(1) 法第22条第1項に規定により、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、必要な措置を執るべきことを指示することができるのは、自動車運転代行業者等が、法若しくは法に基づく命令の規定で公安委員会の所掌に係るものに違反した場合又は運転代行業務に関し特定道路交通法令（法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法の規定（同法第74条の3（第5項を除く。）及び第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）に係るものに限る。）並びにこれらの規定に基づく命令の規定をいう。）に違反した場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときであり、国土交通大臣（京都府知事）の所掌に係る法の規定等に関し公安委員会が指示をすることはできないことに留意すること。

(2) 国土交通大臣（京都府知事）の所掌に係る法の規定等に違反する行為については、京都府知事が指示を行うこととされている（法第22条第2項、法第28条及び政令第7条）ことに留意すること。

(3) 指示は、指示書（訓令別記様式第11）により行うとともに、指示の内容は、違反状態の解消のための措置、履行されなかった義務に替わる措置、将来の違反防止のための措置等を具体的に示すものでなければならず、例えば、「今後は法第○条の規定を確実に遵守すること。」というような指示は行わないこと。

(4) 指示は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞規則に定めるところによること。

(5) 公安委員会及び京都府知事は、指示を行った場合には相互に通知することとされていること。

(6) 京都府知事に対する指示をした旨の通知は、通知書（訓令別記様式第21）により、必要と認める書類を添付して行うこと。

また、京都府知事が指示を行おうとする場合には、公安委員会と密接な連携を図りつつ行うこととされているので、京都府担当部局から指示を行う旨の連絡があった場合には、その趣旨を踏まえ適切に対処すること。

(7) 指示処分の実施については、前記14の（1）から（6）までに定めるもののほか、別に定める基準によること。

15 営業の停止命令（法第23条関係）

(1) 公安委員会は、国土交通大臣（京都府知事）の所掌に係る法の規定等に関しては、京都府知事から営業停止命令を行うべき旨の要請があった場合に営業停止命令を行うこととされていることに留意すること。

- (2) 営業停止命令は、営業停止命令書(訓令別記様式第13)により行うこと。
- (3) 営業停止命令は不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞規則に定めるところによること。
- (4) 弁明の機会の付与の方式は、書面(弁明書)を提出させることで足りることとされている(行政手続法第29条)。ただし、営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者から、口頭による弁明をしたい旨の申し出があった場合においては、原則として、口頭による弁明の機会の付与を行うこと(後記16の(2)において同じ。))。
- (5) 公安委員会が営業停止命令をしようとする場合は、あらかじめ京都府知事に協議し、その同意を得ることが必要であるが、この協議は、営業停止命令に関する協議書(訓令別記様式第17)により、必要と認める書類を添付して行うこと。
- (6) 京都府知事から、法第23条第2項、法第28条及び政令第7条の規定による営業停止命令の要請があった場合は、別に定める基準に合致するものであれば、原則として、京都府知事の判断を尊重すること。ただし、この場合においても、京都府知事と緊密な連絡調整を図り、事実認定、疎明資料、当該違反行為の悪性等について十分な検討を行い、適正な行政処分の実施を図ること。
- (7) 営業停止処分の実施については、前記15の(1)から(6)までに定めるもののほか、別に定める基準によること。

16 営業の廃止命令(法第24条関係)

- (1) 営業廃止命令は、営業廃止命令書(訓令別記様式第14)により行うこと。この場合において、「理由」の欄には、法第24条第1項各号のいずれの号に該当するものであるか(法第24条第1項第3号の規定により営業廃止命令を行うときは、法第3条各号のいずれの号に該当するものであるかを含む。)及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。
- (2) 営業廃止命令は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞規則において定めるところによること。
- (3) 法第24条第2項、法第28条及び政令第7条に規定する京都府知事への協議は、営業廃止命令に関する協議書(訓令別記様式第18)により行うこと。

17 処分移送通知書の送付等(法第25条関係)

- (1) 自動車運転代行業者等に対し、指示、営業停止命令及び営業廃止命令を行う公安委員会は、原則として処分を行う事由発生時における主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会であるが、事由発生後に被処分者が公安委員会の管轄区域を異にしてその主たる営業所の所在地を変更していた場合は、弁明に係る被処分者の負担を軽減するため、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が処分を行うこととしている。
- (2) 処分の移送は、処分移送通知書(規則別記様式第6号)を送付することにより行うこととなるが、この場合には、関係する公安委員会と緊密な連携を図り、処分に係る事案に関する資料その他処分を行うために必要となる書類を併せて送付すること。

18 指示手続に係る留意事項(法第19条・第22条関係)

- (1) 指示書の発出に当たっては、当該指示の事務を所管する所属長(交通指導課長又は交通捜査課長。以下「所管所属長」という。)と交通企画課長との間で十分な連携を図ること。

- (2) 所管所属長は、指示を発出した場合は、その内容等について、交通企画課長に確実に通知すること。
- (3) 所管所属長は、指示発出後、当該指示を受けた自動車運転代行業者の運転業務に関して当該指示違反行為が行われた場合、その内容等について、交通企画課長に確実に通報すること。
- (4) 自動車運転代行業者の違反行為を、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会が認知した場合、当該公安委員会は、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に事案の概要等を速やかに通知することとされていることから、交通企画課長にあっては隣接する府県警察本部の自動車運転代行業の事務を担当する課長と、警察署長にあっては隣接する府県警察の警察署長と密接な連携を図り、相互に協力して事務処理に当たること。